

土木建築部における随意契約の実績【流域下水道事業特別会計】（令和2年度2／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方公営企業法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道事務所	4号送風機分解修繕(具志川)	令和2年7月7日	24,200,000	(株)IHI回転機械エンジニアリング福岡事業所	福岡県福岡市南区清水四丁目4番34号	第21条の14第1項第2号	当該修繕は、高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカーの(株)IHI回転機械エンジニアリングで、契約が委任されている当該業者と随意契約した。	特命随意契約
2	下水道事務所	重力濃縮棟スラム分離機修繕(具志川)	令和2年8月4日	11,385,000	三菱化工機(株)沖縄支店	沖縄県那覇市おもろまち二丁目5番37号	第21条の14第1項第2号	当該設備については、三菱化工機(株)の製作したものであり、修繕にあたっては、当該設備の製造メーカー以外困難であるため、製造メーカーである当該業者と随意契約した。	特命随意契約
3	下水道事務所	1号遠心濃縮機分解修繕(宜野湾)	令和2年8月11日	25,300,000	巴工業(株)大阪支店	大阪府大阪市北区梅田2-2-22 ハービスENTオフィスタワー	第21条の14第1項第2号	当該設備は、高速で回転する精密機械であり、その分解修繕には高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカーである当該業者と随意契約した。	特命随意契約
4	下水道事務所	3系1号送風機分解修繕(宜野湾)(R2)	令和2年8月20日	13,640,000	日乃出鉄工(株)	沖縄県中城郡西原町字小那覇901	第21条の14第1項第2号	当該設備の修繕にあたっては、構造及び機能に関する専門の知識及び技術が必要であり、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカーの株式会社電業社機械製作所の沖縄代理店である当該業者と随意契約した。	特命随意契約
5	下水道事務所	2号消化槽攪拌機修繕(西原)	令和2年9月16日	37,290,000	三菱化工機(株)沖縄支店	沖縄県那覇市おもろまち2丁目5番37号	第21条の14第1項第2号	当該攪拌機の修繕においては危険を伴う多様の工程を要し、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。設置業者である三菱化工機(株)の技術員以外に、本業務に必要な知識・技術に精通したものがいないことから、当該業者と随意契約した。	特命随意契約
6	下水道事務所	安謝幹線圧送管緊急修繕	令和2年9月4日	3,850,000	(有)幸地建設	沖縄県沖縄市美里6丁目3番8号	第21条の14第1項第5号	令和2年9月3日に那覇市公共下水道のマンホールから汚水溢水が発生し、那覇市公共下水道と県下水道安謝幹線が合流するマンホールが閉そくしている可能性が判明したことから、安謝幹線圧送管の掘削調査及び破損した管の応急復旧を行うものである。 本案件は、緊急を要することから近接する安謝幹線圧送管布設替工事(R1)の受注者である当該業者と随意契約した。	特命随意契約
7	下水道事務所	オゾン設備点検業務委託(那覇)(R2)	令和2年9月28日	3,190,000	東芝インフラシステムズ(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1	第21条の14第1項第2号	本案件は、緊急を要することから近接する安謝幹線圧送管布設替工事(R1)の受注者である当該業者と随意契約した。	特命随意契約
8	下水道事務所	オゾン設備材料(那覇)(R2)	令和2年9月28日	2,090,000	東芝インフラシステムズ(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1	第21条の14第1項第2号	オゾン設備については、その特殊性から製造メーカーが少なく、また各メーカーによってオゾン発生方法、機器構造等が異なっているため、その保守について特殊な専門技術が必要である。定期点検時に交換する消耗部品についても、特殊な設備との関連性を考慮のうえ選定・使用する必要がある。 以上の理由により、部品の調達について、本設備の製造元である(株)東芝の関連会社であり、保守・点検サービスを行っている当該業者と随意契約した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績【流域下水道事業特別会計】（令和2年度2／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方公営企業法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	下水道事務所	ポンプ棟自動 除塵機スクリー ン修繕(具志 川)	令和2年9月30日	3,410,000	(株)西原環境おきなわ	那覇市銘苅二丁目5番 28号	第21条の14第1 項第2号	当該除塵機は特注品であり、特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・隙間調整などには高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー技術員以外に、こうした知識・技術を有する者がいない。そのため、製造メーカーの沖縄地区担当である当該業者と随意契約した。	特命随意 契約
10	下水道事務所	田場ポンプ場 汚水ポンプ振 動対策修繕	令和2年8月11日	13,970,000	(株)丸福	沖縄県浦添市勢理客三 丁目3番13号	第21条の14第1 項第8号	当初、指名競争による入札を執行したが、指名業者応札額が予定価格を超過し、不落となったことから、時間的余裕がないため、再度入札参加業者(2者)から見積書を徴収し、当該業者と随意契約した。	
11	下水道事務所	ポンプ棟自動 除塵機スクリー ン修繕(西原)	令和2年8月11日	16,445,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	第21条の14 第1項第2号	当該除塵機は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械であるため、製造メーカー以外困難である。よって、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当として協力関係にある当該業者と随意契約した。	特命随意 契約